

平成25年6月5日(水曜日)午前9時 開議

1 出席議員及び欠席議員

出席議員(13名)

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員(なし)

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	中 村 桂 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	橋 本 芳 朗 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 委 員 長	宇 都 宮 精 秀 君	教 育 長	渡 辺 眞 悟 君
学 校 教 育 課 長	桐 山 浩 治 君	生 涯 学 習 課 長	竹 中 敏 明 君

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
書 記	喜 多 村 裕 子		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

日程第3 報告第4号 垂井町一般会計事故繰越しの報告について

日程第4 報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

日程第5 議 第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定について

日程第6 議 第51号 垂井町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

議 第 52号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について

議 第 53号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議 第 54号 垂井町土地開発公社定款の変更について

議 第 55号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

日程第7 請願第1号 国に対し、敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の
廃炉を求める請願

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時 00 分 開会

議長（栗田利朗君） これより平成25年第 3 回垂井町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から14日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしましたとおりでありますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第106条の規定により、6番 富田栄次君、7番 吉野誠君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

議長（栗田利朗君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

閉会中に陳情 5 件及び検査結果の報告がありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 3 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

議長（栗田利朗君） 日程第 2、報告第 3 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程し、朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） おはようございます。

それでは、報告第 3 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について御説明を申し上げます。

私立保育所緊急整備事業、森林居住環境整備事業、北中学校（技術科棟）耐震補強・大規模改修事業、府中幼稚園（園舎）耐震補強・大規模改修事業に係る繰越明許費につきまして、歳出予算の経費を平成25年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、担当課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） ただいま上程されました報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で、健康福祉課が所管しております款4民生費、項2児童福祉費、事業名、私立保育所緊急整備事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、子供を安心して育てることができる体制整備を行うため、私立保育所の施設整備に要する経費に対し、県の安心こども基金を活用した保育所等緊急整備事業の対象事業として、整備費の一部を補助するものでございます。総事業費の4分の3を補助するものでございます。

当補助金は、平成25年度に継続されるか未定であったため、平成24年度事業として、平成24年度中に事業着手し、平成25年度に完了するものとして実施しているものでございます。平成25年3月28日に工事着手し、工期といたしましては、平成25年7月31日が工事完了日でございます。現在の進捗率は42%でございます。

それでは、繰越計算書に基づき説明をさせていただきます。

款4民生費、項2児童福祉費、事業名、私立保育所緊急整備事業で、金額3,137万4,000円、翌年度繰越額3,137万4,000円、財源内訳といたしまして、未収入特定財源県補助金2,091万6,000円、一般財源が1,045万8,000円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 産業課長 栗本純治君。

〔産業課長 栗本純治君登壇〕

産業課長（栗本純治君） ただいま上程されました報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の報告の中で、産業課の所管の事業につきまして補足説明をさせていただきます。

計算書の2番目でございます。款6農林水産業費、項2林業費、事業名といたしまして森林居住環境整備事業、明神線林道の開設工事でございますが、平成20年度からの継続事業でございます。国の大型補正に伴います平成25年度事業の前倒しといたしまして、昨年度の3月に補正をいたしまして、平成25年度に実施する事業でございます。平成25年度の施工延長は347メートル、幅員が4メートルでございます。昨年度の繰越額が5,280万円、財源内訳といたしましては、繰越明許費のとおりでございます。特定財源、県補助金が3,395万円、残りが一般財源で1,855万円でございます。早期完了を目指すために平成25年度へ繰り越すものでございます。6月に入札を行いまして、今月でございますけれども、25年度分の完了を目指すところでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（栗田利朗君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） ただいま上程されました報告第3号 垂井町一般会計繰越明許費の中で、学校教育課が所管しております款10教育費、項3中学校費、事業名、北中学校（技術科棟）耐震補強・大規模改修事業及び項4幼稚園費、事業名、府中幼稚園（園舎）耐震補

強・大規模改修事業につきまして補足説明をさせていただきます。

この事業は、いずれも国の第1次補正予算で平成25年度の前倒し事業として措置されるということで、去る3月定例町議会におきまして補正予算でお願いした事業でございます。

それでは、繰越計算書に基づいて説明させていただきます。

款10教育費、項3中学校費、事業名、北中学校（技術科棟）耐震補強・大規模改修事業、金額としまして5,344万5,000円で、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳としまして、未収入特定財源、国補助金が1,631万8,000円、また一般財源が3,712万7,000円であります。

続きまして、款10教育費、項4幼稚園費、事業名、府中幼稚園（園舎）耐震補強・大規模改修事業、金額としまして5,098万円で、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳としまして、未収入特定財源、国補助金が3,079万6,000円、また一般財源が2,018万4,000円あります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 繰越明許自体に反対するものではありません。ただ、この場で確認しておきたいもので、よろしくお願いいいたします。

この款10教育費の項4幼稚園費の府中幼稚園耐震補強大規模改修についてですが、町長にお尋ねします。

4園構想があります。府中と岩手を1つにする垂井北こども園構想があるわけですが、その構想は今も変わりがないかという確認が1つ。

それと、この後、もし4園構想で北こども園というものができた場合の、この空き幼稚園につきまして、留守家庭児童教室ということでもいいのか、そのことについて2点確認いたします。

議長（栗田利朗君） 町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 富田議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

繰越明許費の教育費の中、幼稚園費についてでございますが、幼保一元化の計画について、今現在で計画が変わっていることはございません。ただ、これの執行に当たっては、今までも御説明申し上げましたとおり、さまざまなクリアをしていく条件がございますので、そういったものを精査して、また協議しながら進めていくという形でございます。

また、この後の幼稚園の利用につきましても、もちろん計画の中にもございますけれども、施設の今後の利用計画につきましては、さまざまな観点から計画をし、また有効利用ということを図っていく上で考えていくということでございます。そういった中で、現在も使用しておるこの幼稚園につきましては、国の補助がついて、これの耐震補強をしていくという事業でございますので、よろしく御理解賜りたいと思えます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 報告第4号 垂井町一般会計事故繰越しの報告について

議長（栗田利朗君） 日程第3、報告第4号 垂井町一般会計事故繰越しの報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 報告第4号 垂井町一般会計事故繰越しの報告について御説明を申し上げます。

泥川河川整備事業に係る経費を平成25年度に事故繰り越しいたしましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 報告第4号 垂井町一般会計事故繰越しの報告について補足説明をさせていただきます。

繰越計算書に基づきまして御説明申し上げます。

款8土木費、項3河川費、事業名、泥川河川整備事業、支出負担行為額が1,207万5,000円、支出未済額、翌年度繰越額も同額でございます。財源内訳は全て一般財源となっております。

この工事は、泥川上橋拡幅に伴い、橋の上下にわたり、延長27メートルの護岸ブロック積みを両岸に施工するものでございましたが、掘削現場の地下水位が高く、雨天時には激しい湧水により掘削箇所の水没、堤表のりの土砂崩落が発生し、施工に困難をきわめ、排水処理、山どめ対策に不測の日数を要したため、年度内の事業の完了ができず、事故繰り越しの手続をとらせていただき、本年5月20日に完成をいたしたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 丹羽豊次君。

〔11番 丹羽豊次君登壇〕

11番(丹羽豊次君) ちょっとお尋ねしたいんですが、この河川事業につきましては、私も事故繰り越しということは言っております、こうして繰り越ししていただいたということはよいわけでございますが、この橋全体に、堤防の左岸です、橋梁の下のね。管理道路全体に4メートルぐらいの幅員がずうっと下流はあるんですが、この橋梁の橋台を施工されて、仕上がりの箇所が3メートル切れておるんですね、2メートル80ぐらいしかないんです。それと、管理道路全体の縦断勾配が、大体私が見るところでは1%あるなしの急勾配での幹線町道での取りつけということで、管理道路そのものが非常に利用しにくくなっている。また、堤内の勾配が1割近くでございます。そのような形でございますので、この箇所10メートルぐらいが私は危険だと、このように思うんですが、この辺の改良余地、またはスムーズに管理道路が利用できるような形の中で仕上げていただかなければならないと、このように思うんです。

それで、この事業そのものに入っておるのか、また下部工のほうに入っているか、それは私も事業が5つに分かれておりますのでわかりにくいわけですが、その点、どう考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

議長(栗田利朗君) 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長(澤島精次君) ただいま丹羽議員から御質問のありました泥川上橋の取り付け左岸側の橋の下流側ですね。河川管理道路が橋の拡幅によって若干狭くなったということで、危険であるという御指摘をいただきました。御指摘をいただきまして、確かに従来よりも幅員が減り、通行に若干不安があるということは認識をいたしましたので、今後、これから河川の出水期がございますので、湯水期に何らかの対策をとっていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく御理解を賜りたいと思います。

議長(栗田利朗君) ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第4 報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

議長(栗田利朗君) 日程第4、報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長(中川満也君) それでは、報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についての御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、垂井町土地開発公社の平成25年度事業計画予算及び資金計画並びに平成24年度事業報告書及び決算報告書を提出するものであります。

細部につきましては、建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。
議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 報告第5号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、資料の順に説明をさせていただきます。

初めに、平成25年度事業計画予算及び資金計画の1ページをごらんください。

25年度事業計画については、公有地取得事業及び公有地売却事業ともに計画はございません。2ページは、25年度予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出については、収入、第1款事業収益ゼロ円、第2款事業外収益は、受取利息、受取配当金、合わせて収入合計4,000円を予定いたしております。

支出、第1款事業原価は、当公社の事業がないことからゼロ円、第2款販売費及び一般管理費は、理事会必要経費として7万6,000円、支出合計7万6,000円を予定いたしております。

収入、支出差し引きマイナス7万2,000円でございます。

第3条、資本的収入及び支出については、収入、支出ともに予定をいたしておりません。

3ページは、25年度資金計画でございます。

第2条、受け入れ資金は、前年度繰越金を主なものとして合計466万円、第3条、支払資金合計は7万6,000円でございます。

25年度事業計画予算及び資金計画は以上でございます。

次に、平成24年度事業報告、決算報告の1ページをごらんください。

24年度事業報告については、1.概況(1)が理事会の開催状況でございます。都合2回開催し、審議内容は記載のとおりでございました。

(2)行政庁認可に関する事項はございませんでした。

2.業務(1)土地の取得、(2)土地の処分はともにございませんでした。

3.会計(1)借入金の概況、(2)保有地明細もともにございません。

2ページは、24年度決算でございます。

1.収益的収入及び支出。(1)収入については、第2款事業外収益が予算現額6,000円のところ、決算額3,395円ございました。

(2)支出については、第2款販売費及び一般管理費が予算現額7万6,000円のところ、決算額7万5,600円ございました、理事会等の必要経費でございます。

2.資本的収入及び支出。(1)収入及び(2)支出については、事業がございませんでしたので、予算現額、決算額ともにゼロ円でございます。

3ページは、24年度損益計算書でございます。

事業損失7万5,600円、事業外収益は3,395円、経常損失は、差し引き7万2,205円でした。

当期損失も同額でございます。

4 ページは、24年度貸借対照表でございます。

資産の部合計967万5,557円、負債の部合計ゼロ円、資本の部合計967万5,557円、負債・資本合計967万5,557円でございます。

5 ページに財産目録、6 ページに附属明細表、最後に決算審査意見書を掲載いたしております。

以上、垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第5 議第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定について

議長（栗田利朗君） 日程第5、議第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定について提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成24年度垂井町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

細部につきましては、上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） ただいま上程されました議第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書11ページをお開きいただきたいと思います。水道事業報告書をごらんいただきたいと思います。

平成24年度の垂井町水道事業につきましては、これまでのように、常に安心・安全な水を供

給していくために、水道水源の定期的な点検や適正な用水路の管理による水源の保全を行い、水質検査の充実、施設の維持管理、老朽管の更新などを実施し、水質の向上に取り組むとともに、漏水調査や迅速な漏水修繕の実施による有収水量の向上に努めてきたところでございます。

また、災害時の応急対応用の給水機材等の整備を進めるとともに、相川左岸地域施設改良事業におきましては、震災等の緊急時に備えた水道施設の充実強化を目的に、第1水源地新設浄水池の築造などを行いました。今後も災害に強い給水体制を構築すべく、引き続き改良事業を進めてまいります。

このほか、今後水事業の減少等で水道料金の減収が懸念される中、持続可能な事業運営のため、配水系統の切りかえによるコストの縮減のほか、分水工事負担金を改正し、営業収益の増収を図ってまいりました。

それでは、給水状況でございますが、給水戸数は8,831戸で、前年度に比べ40戸の減、総配水量は373万5,071立方メートルで、前年度に比べ8万8,877立方メートルの減、また有収水量は321万5,700立方メートルで、前年度に比べ9,916立方メートルの減となりました。

このような給水状況の中、収益収支のうち、収益的収入につきましては、3億1,394万8,150円で、前年度に比べ382万1,950円の増となりました。

なお、収益的収入の主なものといたしましては、営業収益の水道料金2億9,486万1,874円、受託工事収益1,313万4,586円でございます。収益的収入が増収になった要因でございますが、分水工事負担金の増収によるものでございます。

一方、収益的支出につきましては、施設の維持管理等に係る経費でございますが、3億3,809万3,685円で、前年度に比べ1,162万2,083円の増となりました。これは、資産減耗費が前年度に比べ増加したことが要因に上げられます。この結果、決算書の3ページですが、平成24年度垂井町水道事業損益計算書をごらんいただきたいと存じますが、下から3行目にありますように、当年度は2,414万5,535円の純損失となりました。前年度繰越欠損金8,072万9,220円を加えまして、当年度未処理欠損金は1億487万4,755円となりました。

次に、6ページの欠損金処理計算書をごらんいただきたいと存じますが、当年度未処理欠損金1億487万4,755円につきましては、翌年度繰越欠損金として計上させていただきましたので、よろしく願いをいたします。

また、11ページに戻っていただきまして、資本的収支の状況でございます。まず、資本的収入でございますが1億4,901万1,303円で、前年度に比べ9,262万9,602円の増でございます。増の要因でございますが、当年度は企業債を発行したことによるものでございます。内訳としましては、加入金425万7,000円、工事負担金703万3,838円、他会計負担金1,721万8,215円、企業債1億2,000万円、固定資産売却代金50万2,250円となっております。

一方、資本的支出につきましては3億4,190万3,669円で、前年度に比べ1億2,420万6,255円の増となりました。内訳としましては、建設改良費2億9,693万7,290円、企業債償還金4,496万6,379円でございます。

当年度実施いたしました建設改良工事といたしましては、13ページに工事一覧表を掲載させていただきましたが、主な工事としましては、一般国道21号御所野交差点改良工事に伴う配水管布設替工事、下水道事業に伴う配水管布設替（第1工区）工事、泥川上橋拡幅に伴う配水管布設替工事を初めまして、東大滝、府中、平尾、表佐等の各地内におきまして、配水管布設替工事などを施行いたしました。

また、次の14ページでございますが、相川左岸地域施設改良事業といたしましては、相川左岸低区送・配水管布設実施設計や第1水源地新設浄水池築造工事などを施行いたしました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億9,289万2,366円は、過年度分損益勘定留保資金で補填をさせていただくものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。
議長（栗田利朗君） これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 損益計算書の中で減価償却費というのが計上されているわけですが、その減価償却の対象となる資産というのは、9ページにある固定資産明細書でいいのかという確認と、その中で、建物、構築物、機械、車両、工具等ありますが、建物、構築物が法定で50年、給排水機械等には15年、車両は6年、工具備品等は15年というような耐用年数でいいのかという確認。

それと、老朽管というのは、この中でどこに属して、耐用年数等はどのくらい見られているのか、確認させていただきます。

〔発言する者あり〕

いや、ここでちょっと確認したいものですから、お願いします。

議長（栗田利朗君） 質疑ですか。

6番（富田栄次君） これで間違いないかということで。

議長（栗田利朗君） 上下水道課長 高木一幸君。

〔上下水道課長 高木一幸君登壇〕

上下水道課長（高木一幸君） ただいま富田議員から御質問があった件でございますけれども、詳細な資料を持ち合わせておりませんので、細かい回答ができかねないので申しわけございませんが、基本的には、減価償却につきましては、地方公営企業法施行規則等によりまして耐用年数等が決められておりまして、その基準に基づいてそれぞれの施設等を減価償却しております。それに基づいて明細書等も作成しておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

なお、総務産建のほうでまた詳しく御説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（栗田利朗君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第50号 平成24年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委任することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会には、地方自治法第98条第1項の権限を委任することに決定しました。

- 日程第6 議第51号 垂井町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
議第52号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正について
議第53号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について
議第54号 垂井町土地開発公社定款の変更について
議第55号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第1号）

議長（栗田利朗君） 日程第6、議第51号 垂井町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についてから議第55号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第51号から議第55号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第51号 垂井町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、同法に規定する市町村が設置しなければならない新型インフルエンザ等対策本部に関し、必要な事項を定めるものであります。

議第52号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の追加について、所

要の改正を行うものであります。

議第53号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正につきましては、新たに定期利用駐車場として垂井駅南駐車場を設置することについて、所要の改正を行うものであります。

議第54号 垂井町土地開発公社定款の変更につきましては、土地開発公社経理基準要綱の改正に伴う財務諸表の追加等について所要の変更を行うため、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議第55号 平成25年度垂井町一般会計補正予算(第1号)につきましては、今回の補正は3,849万7,000円を追加し、予算総額を80億1,849万7,000円とするものであります。

補正いたしますものは、民生費では、子ども・子育て支援事業計画を策定するためのニーズ調査の委託料の増額措置を行いました。

衛生費では、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン接種が定期予防接種の対象となったことにより、委託料の増額措置と扶助費の減額措置を行ったところであります。

農林水産業費では、高性能農業機械導入補助金の一部に県補助が採択されたことに伴い、補助金及び交付金の増額措置を行いました。

商工費では、三木市で開催予定の大河ドラマサミット参加に伴います使用料及び賃借料の増額措置をいたしました。

土木費では、垂井こども園開設に向けて、開発道路の不動産鑑定に係ります役務費と、土地の購入に係ります公有財産購入費を増額し、さらに建築物等耐震化促進事業の耐震工事の要望増に係ります負担金、補助金及び交付金と垂井駅南駐車場整備及び永長町営住宅駐車場の整備に係ります工事請負費をそれぞれ増額措置いたしました。

教育費では、カルガリー市派遣団受け入れ事業の実施が平成26年度に変更になったことにより、報償費、需用費、委託料、負担金及び交付金の減額措置を行いました。

公債費では、平成14年に借り入れました財政融資資金の利率見直しに伴います償還元金の増額措置と償還利子の減額措置を行いました。財源につきましては、国・県支出金、諸収入、繰越金により収支の均衡を図った次第であります。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長(栗田利朗君) 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長(中島健司君) ただいま上程されました議第51号 垂井町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

今回の条例の制定につきましては、平成24年5月11日に新型インフルエンザ等対策特別措置法が公布され、平成25年4月12日に施行されたところでございます。この特別措置法を受け、

新型インフルエンザ等への実効的な対応体制を確保するため、市町村においても新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときには、市町村長は直ちに市町村に対策本部を設置しなければならないと義務づけられたことから、対策本部に関し必要な事項について条例で定めるものでございます。

条文といたしましては、目的から雑則まで全5条でございます。

第1条におきましては、新型インフルエンザ等が発生したときは、新型インフルエンザ等対策本部を設置する旨を定めております。

第2条においては、組織について定めております。新型インフルエンザ等対策措置法第35条により、町が実施する新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事務等を迅速かつ適切に行うため、対策本部長、副本部長、本部員を置くこととしております。

第3条においては、会議について定めており、本部長は新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じて会議を行うこと及び国の職員、そのほか、町職員以外の者の出席を求めることができることとしております。

第4条においては、部の設置について定めており、本部長は、必要と認めたときは新型インフルエンザ等対策本部に部を置き、新型インフルエンザ等対策に関する事務を掌理することとしております。

第5条では、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定めることとしております。

附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いをいたします。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 私のほうからは、議第52号 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、先ほど健康福祉課長が補足説明いたしました新型インフルエンザ等の対策特別措置法の施行に伴いまして、本条例も改正するものでございます。

説明に入ります前に、別添でお配りしてございます垂井町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表もあわせてごらんいただきたいと存じます。

今回の主な内容でございますが、従来、この条例の中には、災害対策基本法によりまして、災害の応急対策、あるいは災害の復旧のために他市町村、あるいは県の市町村等が町に派遣された場合に、ある一定の手当を支給する旨の規定が第20条で規定されております。今回、国が施行いたしました新型インフルエンザ等対策特別措置法によりまして、新型インフルエンザの緊急事態が発生した場合に、同じように他市町村、あるいは県から職員が派遣された場合に手当を支給する旨の改正を行うものでございます。

それでは、条文につきまして説明をさせていただきます。

第2条の改正でございますが、こちらにつきましては、給料の規定を掲げておるものですが、特に後段につきましては、給料には該当しないとした旨の規定があるわけですが、その手当の中に新型インフルエンザ等の緊急事態派遣手当を加えるものがございます。

次に、第20条の2でございますが、先ほど申しました災害対策の関係の手当につきましては、既にこの条文によって規定されておりました、その第2条の2に第2項といたしまして、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）でございますが、第44条に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため町に派遣された職員について準用する旨の規定を加えるものがございます。

なお、この場合におきまして、同項中「災害派遣手当」とあるものを「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」と読みかえる旨の規定を追加するものがございます。

次に、第21条の改正でございますが、こちらにつきましては、初任給調整手当等の支給方法等についての規定でございますが、今回の改正によりまして、新たに新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を加えるものがございます。

なお、附則といたしましては、この条例につきましては、公布の日から施行させていただきたいと存じますので、よろしく御審議の上、御理解いただきますようお願いをいたします。

以上、私からの補足説明とさせていただきます。

議長（栗田利朗君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 私からは、議第53号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてと議第54号 垂井町土地開発公社定款の変更について、それぞれ補足説明をさせていただきます。

まず、議第53号 垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

この条例改正につきましては、本年3月末日をもって一時預かり業務を廃止いたしました垂井駅南駐車場を定期利用、いわゆる月決め利用に供するため必要な規定を加え、改めるものがございます。

新旧対照表は2ページから5ページまででございます。

まず、条例案の1ページ、3行目から4行目の規定については、新旧対照表の2ページ、第2条の表において、名称に垂井町営垂井駅南駐車場を、位置に垂井町字梅之木原1776番地の11を加えるものがございます。

条例案の5行目から7行目の規定については、新旧対照表の2ページ、第3条の見出しを供用時間から利用区分等に改め、同条を第2項とし、第1項として駐車場の利用区分は別表のとおりとする旨の1項を加えます。

別表は、条例案では2ページ、新旧対照表では5ページでございます。

この表の左側、新の欄の別表中に利用区分欄というものを設け、一時利用と定期利用の区分

を設定いたしております。

続いて、条例案の8行目の規定については、第11条を12条とし、8条から10条までを1条ずつ繰り下げます。これは、新旧対照表の2ページ、左側、新の欄の下から2行目にございますように、第4条の次に第5条として、定期利用に係る決定等の1条を加える必要がございますので、新旧対照表3ページの右側、旧の欄の5条以下を1条ずつ繰り下げる。その前段として、まず第8条以下を繰り下げるといふものでございます。

また、条例案の9行目から11行目の規定については、これも新旧対照表の4ページ、右側、旧の欄の第7条第1項第5号を1号繰り下げ、左側、新の欄のとおり、第6号とし、第4号の次に第5号として、定期利用にあつては、第三者にその権利を譲渡し、又は転貸しないことの1号を加えます。

条例案の12行目から14行目の規定でございますが、今回の改正で、第5条以下を1条ずつ繰り下げる関係から、新旧対照表の4ページ、右側、旧の欄の第7条第2項中、第5条第1項各号を左側、新の欄のとおり、第6条第1項各号に改め、さらに自動車の「出場を」の次に「命じ、若しくは定期利用の停止、決定の取消し又は必要な措置を」を加えた上で、同条を第8条といたします。

条例案の15条から20行目の規定については、新旧対照表の3ページ、右側、旧の欄、第6条第1項中、別表に「掲げる」の次に「利用区分により同表に掲げる」を、左側、新の欄のとおり加え、同条3項ただし書き中「町長が特別な理由があると認める場合は」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項に左側、新の欄とおり、2号を加えます。

第1号が、定期利用にあつては、利用決定を受けた期間の途中で利用の中止を申し出たとき、第2号が、その他町長が特別な理由があると認めるときでございます。

条例案の21行目から27行目の規定でございます。これは、新旧対照表の3ページ、右側、旧の欄の第6条及び第5条を左側、新の欄のとおり、それぞれ1号ずつ繰り下げ、第6条、第7条とし、第4条の次に第5条として、左側、新の欄のとおり、1条を加えるものです。

定期利用に係る決定等、第5条、定期利用をしようとする者は、あらかじめ町長に申請し、町長の決定及び許可証の交付を受けなければならない。この場合において、決定された事項を変更しようとするときも同様とする。

第2項、町長は前項の決定をするに当たり、駐車場の管理上、必要な条件を付することができるでございます。

条例案の28行目から2ページ、別表については、新旧対照表の5ページ右側、旧の欄、別表を左側、新の欄のとおり改めます。その内容は、垂井駅南駐車場を定期利用に供し、料金は1区画月額2,500円、支払い方法は前納といたします。

備考欄は、定期利用に係る月の途中の開始、中止の場合の料金等を規定しております。

条例案2ページの附則につきましては、第1項で、この条例の施行期日を平成25年9月1日とし、経過措置として、第2項で定期利用の申請を、第3項で許可証の交付を、第4項で料金

の前納をそれぞれ平成25年7月1日からできる旨を規定いたしております。

以上、垂井町駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をさせていただきました。

続きまして、議第54号 垂井町土地開発公社定款の変更について補足説明をさせていただきます。

垂井町土地開発公社の経理につきましては、昭和54年、総務省自治大臣官房地域政策課長通知により、土地開発公社経理基準要綱に基づき処理するものとされてきたところでございます。この経理基準要綱が平成17年に一部改正され、公社が作成する決算に関する書類、財務諸表でございますが、これにキャッシュフロー計算書を新たに加えるなどがなされましたが、直ちに実施に移すことが困難な場合には、当分の間、従来の方法によることも差し支えないこととされたところでございます。

しかし、その後、平成21年に、これも総務省自治行政局地域振興室長の通知により、この改正事項は、平成21年度決算から実施に移すこととされたところです。このため、おくれはせながら、今回、公社定款を変更し、平成25年度決算から実施し、あわせて役員の数等の規定の文言の整備も行うものでございます。

新旧対照表は6ページから7ページでございます。

定款案の3行目から4行目の規定については、新旧対照表6ページ、右側の旧の欄、第6条第1項中理事「12人」とあるものを、左側、新の欄のとおり、理事「10人以上12人以内」と改め、同条第2号中「2人」の次に「以内」を加えます。これは、役員に欠員が生じた場合の人事にゆとりを持たせるためのものでございます。

定款案の5行目から6行目までの規定及び9行目から10行目の規定について、これは新旧対照表の6ページ、第7条第4項中「公有地の拡大の推進に関する法律」の次に「（昭和47年法律第66号。以下「法」という。）」を加えるもので、及び新旧対照表7ページ右側、旧の欄、第17条第1号中「公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）」を左側、新の欄のとおり「法」に改め、引用する法令名の表記を整備するものでございます。

定款案の7行目から8行目の規定及び12行目の規定については、新旧対照表の6ページ、第16条第1項第4号中「損益計算書」の次に「、キャッシュ・フロー計算書」を、また7ページ、第21条中、これも損益計算書の次に同じく「、キャッシュ・フロー計算書」をそれぞれ加えます。

定款案の11行目の規定については、新旧対照表の7ページ、右側、旧の欄、第19条第1項中「及び運用財産」を削り、左側、新の欄のとおりといたします。

附則といたしまして、この定款は、岐阜県知事の認可のあった日から施行するというところでございます。

以上、垂井町土地開発公社定款の変更について補足説明をさせていただきました。

議長（栗田利朗君） 総務課長 永澤幸男君。

〔総務課長 永澤幸男君登壇〕

総務課長（永澤幸男君） 続きまして、私のほうからは、議第55号 平成25年度垂井町一般会計補正予算（第1号）についての補足説明をさせていただきます。

補正予算議案書の第1条でございますが、今回の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,849万7,000円を追加させていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億1,849万7,000円といたすものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によることとしておりますので、そちらのほうにつきましては、お目通しをいただきたいと存じます。

それでは、細部につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりまして説明をさせていただきますが、歳出から説明をさせていただきます。

7ページをお開き願いたいと存じます。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費でございます。節13委託料で、今回、276万9,000円の新たな増額の補正をお願いするものでございますが、理由につきましては、現在、国におかれましては、子ども・子育て支援制度、新しい制度でございますが、こちらの施行に向けて準備がなされておりました、ここ数年のうちに施行されるということでございますが、この子ども・子育て支援事業を計画的に行っていくために、それぞれの市町村では子ども・子育て支援事業計画の策定が義務づけられるわけでございます。その策定の業務の一つといたしまして、子供さん等をお持ちの方々のニーズ調査の経費でございますが、策定業務の一環としてニーズ調査を行っていきたく。こちらにつきましては、後ほど歳入のところでもお話をさせていただきますが、財源の内訳を見ていただきますと、特定財源、国庫支出金で同額が県支出金から計上されておりますが、100%県からの補助金で事業を実施するものでございます。

次に、款4 衛生費、項1 保健衛生費、目6 保健センター費でございます。節13委託料につきましては、2,740万3,000円の、また節20扶助費につきましては、2,740万3,000円、同額でございますが、減額を行うものでございます。理由といたしましては、こちらは扶助費で見えておりました予防接種でございますが、子宮頸がん、それからヒブワクチン、それから小児用肺炎球菌のワクチン接種でございますが、平成25年度以降につきまして定期接種化されるということで予防接種法が改正されました。この改正につきまして、新年度予算までに間に合わなかったということがございまして今回の補正に及んだものでございますが、そういったことで、扶助費から委託料に組みかえて執行するものでございます。

なお、財源につきましては、従来は県の支出金であったわけでございますが、普通交付税措置がなされるということでございますので、一般財源のほうに振りかえをさせていただいたということでございます。

次に、款6 農林水産業費、項1 農業費、目8 農業構造改善費でございます。節19負担金、補

助及び交付金でございますが、高性能農業機械導入の補助金でございます。114万5,000円の増額の補正をお願いするものでございますが、こちらにつきましては、当初予定をしておりました町内の3つの農事組合法人、トラクターほか農業機械の購入を予定されておった事業でございますが、こちらが県の元気な農業産地構造改善支援事業に採択されるということになりました。県からの補助金がつくということで、補助金を受けることとなったもので増額の措置をさせていただいたものでございます。

次に、款7商工費、項1商工費、目3観光費でございます。節14使用料及び賃借料でございますが、自動車の借り上げの予算でございます。13万円、予算計上を新たにさせていただくものでございますが、こちらにつきましては、先ほど町長からの提案説明にもございましたように、竹中半兵衛公の法要にちなみまして、大河ドラマサミットが7月に三木市で行われる予定になりました。その事業の参加に要する経費、バスの借り上げでございますが、三木市の主催ということもございまして、後ほどまた歳入でも御説明いたしますが、三木市がこの事業に関する経費を負担するとしておりまして、そういった取り計らいからバスの借り上げ等につきまして予算化をするものでございます。

次に、款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費でございます。節12役務費におきましては20万円、節17公有財産購入費でございますが、こちらにつきましては1,800万円でございます。こちらの経費につきましては、垂井こども園の開設に向けました開発道路、これにつきましては3月の定例会におきまして道路認定をさせていただきました垂井166号線の道路新設に伴います経費でございまして、節12役務費につきましては不動産鑑定評価手数料、それから節17公有財産購入費では、土地の購入費として1,800万円を新たに予算計上するものでございます。

次に、同じく款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費でございます。節19負担金、補助及び交付金でございますが、230万円の追加の補正でございます。こちらにつきましては、建築物等耐震化促進事業費の補助金でございますが、国の補助制度が若干改められたということもございまして、現在、耐震化工事につきましてはの要望が2件ほど寄せられております。そういったものに対応するために新たに230万円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、目8駅周辺整備費でございますが、節15で工事請負費70万円の増額の補正でございますが、垂井駅南駐車場整備工事の経費として70万円を予算化するものでございますが、現在、防塵舗装されておりまして、今の現状のままで区画線、あるいは車どめの工事を行うものでございます。

次に、同じく款8土木費、項5住宅費、目1住宅管理費でございます。節15工事請負費でございますが1,400万円の予算増額の補正を行うものでございますが、こちらにつきましては、既存の駐車場敷地でございますが、地主の方から返却の申し出が平成25年1月ごろにあったわけでございますが、今回、当該住宅の敷地とタルイピアセンターの敷地の一部を永長町営住宅の駐車場に充てるための整備工事でございます。こちらに新たに1,400万円を計上するもので

ございます。

次に、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費でございます。こちらにつきましては、節8報償費5万円の減額、それから節11需用費15万円の減額でございます。節13委託料につきましては25万円の減額、節19負担金、補助及び交付金につきましては27万円の減額でございますが、合計で事務局費で72万円の減額を行うものでございますが、こちらにつきましては、カルガリー市、カトリック教委から連絡がございまして、今年度派遣を予定しておりました受け入れでございますが、26年度で派遣を計画したいという旨の連絡がございました。そういったことから減額をさせていただくものでございます。

次に、款12公債費、項1公債費、目1元金、節23償還金、利子及び割引料で2万3,000円の増額を、また目2利子でございますが、こちらも節23償還金、利子及び割引料でございますが、5万円の減額を行うものでございますが、こちらにつきましては、平成14年度に借入れを行いました減税補填債、これは20年償還のものでございましたが、借入れ後10年後の時点で利率が見直されるという制度でございました。そういったことで、償還方法が元利均等償還でもございまして、新たな利率とした場合の差額でございますが、それぞれ元金につきましては2万3,000円の増額を、また利子につきましては5万円の減額をいたすものでございます。

次に、歳入の5ページでございます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目7土木費国庫補助金でございます。節11耐震改修等事業国庫補助金でございますが、先ほど歳出でも御説明させていただきました住宅・建物等の耐震工事等に係ります国からの補助金でございますが、134万円の増額の補正をお願いするところでございます。

次に、款14県支出金、項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金でございますが、こちらにつきましては276万9,000円でございます。先ほど歳出のところでも説明をさせていただきましたが、子ども・子育て支援制度の新たに計画を策定するためのニーズ調査のための経費でございますが、こちらの財源として受け入れるものでございます。

次に、目3衛生費県補助金でございます。節1衛生費県補助金、こちらにつきましては1,240万9,000円の減額をするところでございます。こちらも、先ほど保健センター費で説明をさせていただきました子宮頸がん等のワクチンの接種が定期接種になったことによりまして、予定しておりました県の補助金全額を減額するものでございまして、これに伴いまして、定期接種になります経費につきましては、普通交付税措置となったものでございますので、申し添えておきます。

次に、目5農林水産業費県補助金でございます。節1農業費県補助金387万1,000円の新たな増額でございますけれども、予算化させていただくものでございますが、先ほど農林水産業費でも御説明いたしました町内の農事組合法人の購入する大型農業機械の購入事業、県の採択によりまして県の補助金がつくことになったということで新たに増額措置をさせていただくものでございます。

次に、目7土木費県補助金、節1土木費県補助金でございますが、こちらにつきましても、建築物耐震化等の促進事業費補助金でございます。2件分の要望に対応するための増額の補正でございますして36万円の増額でございます。

次に、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金でございますが、節1繰越金といたしまして、財源の確保と収支の均衡をとるために1,943万6,000円の増額の補正を行うものでございます。

次に、款19諸収入、項5雑入、目6雑入でございますが、節4負担金、こちらにつきましては13万円の追加の補正予算でございますが、先ほど観光費でも御説明いたしました竹中半兵衛公法要と大河ドラマサミット参加に伴います三木市からの必要経費等の負担金でございます。13万円を新たに増額の補正をするものでございます。次に、節11勤労者融資預託金返還金でございます。こちらにつきましては、もう既に議員の皆さん、御存じのように、制度といたしまして、勤労者生活安定資金制度、それから勤労者住宅資金制度の2つがございます、それぞれ労働金庫のほうにその財源として預託金を預託しておるわけでございますが、制度上、融資枠でございますけれども、預託金の5倍から10倍に相当する額に改められた。いわゆる低額の経費でもって高額な融資が受けられるという制度になったことがございまして、結果、現状におきまして、融資額に対しまして預託金額が若干過剰ぎみになったということで、労働金庫からの申し入れもございまして、2,300万円を償還願うものでございます。これにつきましては、新たに補正予算するものでございます。

以上、平成25年度垂井町一般会計補正予算(第1号)の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いをいたします。

議長(栗田利朗君) お諮りいたします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第51号から議第55号の各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

日程第7 請願第1号 国に対し、敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を求める請願

議長(栗田利朗君) 日程第7、請願第1号 国に対し、敦賀発電所1号機・2号機、美浜発電所1号機・2号機の廃炉を求める請願を議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、総務産業建設委員会に付託します。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午前10時24分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 栗 田 利 朗

会議録署名議員 富 田 栄 次

会議録署名議員 吉 野 誠